

個人情報の保護に関する仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、藤沢市（以下「発注者」という。）と事業者（以下「受注者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）において、本契約に係る個人情報の取扱いについて、発注者と受注者の履行すべき責務を定めることを目的とする。

2 この仕様書における個人情報とは、本契約における目的物、支給品、貸与品又はデータ等であって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第2条に定められた個人に関する情報をいう。

3 この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社である場合も含む）等についても適用する。

(法律等の遵守)

第2条 受注者は、法律及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

(必要事項の届出)

第3条 受注者は、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱担当者（以下「責任者等」という。）を定め、個人情報の管理体制及び個人情報を取り扱う業務の実施体制並びに個人情報管理の状況についての検査体制等、発注者が必要と認める事項を、業務の着手日までに書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、業務の執行上、責任者等が不相当であると認めるときは、その理由を明示して受注者に責任者等の変更を求めることができる。

3 受注者は、業務の途中で責任者等を変更した場合は、速やかに書面により発注者に通知するものとする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

2 受注者は、本契約に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労

働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、発注者に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（指示目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第5条 受注者は、発注者が指示する目的以外に個人情報を使用し、第三者に提供してはならない。

（複製等の制限）

第6条 受注者は、発注者の承認を得ずして、個人情報を用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはならない。

（安全管理措置）

第7条 受注者は、個人情報の取扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、情報の無断持出しの禁止を徹底させなければならない。業務上、やむを得ず持出す場合には、暗号化等の措置を行い、発注者の指示する方法により承認を得なければならない。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。

（事故等発生時の対応）

第8条 受注者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び個人情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想される時は、直ちにその旨を発注者に通知し、発注者の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、本契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（消去及び媒体の返却）

第9条 受注者は、個人情報の消去及び媒体の返却にあたっては、発注者が定める「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守するとともに、発注者からの指示がある場合は、それに従って適切に行わなければならない。

（契約の解除と損害賠償）

第10条 発注者は、受注者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めたときは、本契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

3 受注者は、本契約の履行にあたり、本仕様書に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

(監督及び監査)

第11条 発注者は、本契約の契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び受注者における個人情報の取扱状況を把握するため、履行すべき責務に関し必要があるときは、受注者に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

(検査)

第12条 発注者は、本契約の業務に係る個人情報の取り扱いについて、受注者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも1回以上の検査を行うものとする。検査の方法は、原則として実地検査によるものとするが、取り扱う個人情報の秘匿性やその量等を考慮し、受注者と協議の上、発注者が決定する。

(以下余白)